●所得控除の内訳(計算方法) ※人的控除は内側に記載があります。

物的控除の種類	控除額の計算方法 (前年中に自己または自己と生計を一にする	る人が支払った額が対象になります。)	
維損控除	①(損失額-保険金等による補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の合計額-5万円	①②のいずれか大きいほう	
医療費控除	(支払った医療費の額-保険金等の補てん額) - {(①10万円) (②総所得金額等の5%)}	①②のいずれか小さいほう ※併用2 (最高限度額200万円) び申告行	
医療費控除の特例	(支払った特定一般用 _{-保険金等の補てん額})- 12,000円 医薬品等の購入額	(最高限度額88,000円) の変更 <i>l</i> できませ	
社会保険料控除	支払った社会保険料金額全額		
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額全額		

		生	命保険料控除 計	算シート					
		新保険料の計を 計算式 I で計算		計(①+②)(限度	額40,000円) ③				
	双工机体医科	旧保険料の計を 計算式Ⅱ で計算	(限度額50,000円) ②	②と③のいずれか	・大きい金額 ◆				
/生	介護医療保険料	保険料の計を 計算式 I で計算(限	艮度額40,000円) ★						
命	個人年金保険料	新保険料の計を計算式Ⅰで計算	(限度額40,000円) ④	計(④+⑤)(限度額	頁40,000円) ⑥				
保		旧保険料の計を 計算式Ⅱ で計算	(限度額50,000円) ⑤	⑤と⑥のいずれか	・大きい金額 ●				
険		I(新保険料等用)	計算式Ⅱ	[(旧保険料等用)	複数ある場合は、それぞれ計算				
料		控除額	支払額	控除額	して合計。				
控	20,000円以下	全額	25,000円以下	全額	(最高限度額120,000円)				
		支払額×1/2+10,000円	25,001円~50,000円	支払額×1/2+12,500円	(◆+★+●) 65 ヘ転記				
	40,001円~80,000円	支払額×1/4+20,000円	50,001円~100,000円	支払額×1/4+25,000円					
L	80,001円以上	一律 40,000円(限度額)	100,001円以上	一律 50,000円(限度額)					

地	種類	支払額	控除額	
震	①地震保険料	50,000円以下	全額	4 . p.tn//
	①地辰休陕村	50,001円以上	50,000円(限度額)	1つの契約で①②両方の契約がある場合、いずれか大きい金額 ①②両方が別契約である場合はそれぞれ計算した合計額
険料		10,000円以下	全額	(最高限度額50,000円)
控	②旧長期損害保険料	10,001円~20,000円	(支払額×1/2)+5,000円	(M) [1] [M, M, M
除		20,001円以上	15,000円(限度額)	
		①共同募金会等に対 ②総所得金額等の40		①②のいずれか小さいほう

●配偶者控除·配偶者特別控除一覧表 ()内は住民税控除額

			() I 110 I DO () DI T PA			
				申告者の合	計所得金額	
			~900万円	~950万円	~1,000万円	1,000万円超
				所得税(住民税	(万円))控除額	
配偶者		38万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	_
控除		老人配偶者	48(38)万円	32(26)万円	16(13)万円	_
	配	38万円超~ 85万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	_
	偶	85万円超~ 90万円以下	36(33)万円	24(22)万円	12(11)万円	_
	者	90万円超~ 95万円以下	31(31)万円	21(21)万円	11(11)万円	_
	0	95万円超~100万円以下	26(26)万円	18(18)万円	9(9)万円	_
配偶者	合	100万円超~105万円以下	21(21)万円	14(14)万円	7(7)万円	
特別控除	計	105万円超~110万円以下	16(16)万円	11(11)万円	6(6)万円	
	所	110万円超~115万円以下	11(11)万円	8(8)万円	4(4)万円	_
	得	115万円超~120万円以下	6(6)万円	4(4)万円	2(2)万円	_
		120万円超~123万円以下	3(3)万円	2(2)万円	1(1)万円	_
		123万円超	_	_		-

●参考<市民税・県民税と所得税の所得控除比較表>

×	分		所得税	住民税	X	分	所得税	住民税
医療費控除			同	額	寡婦控除	一般	270,000円	260,000円
社会保険料控除			同	額	苏州 111 57	特別	350,000円	300,000円
小規模企業共済等	等掛金控除		同	額	寡夫控除		270,000円	260,000円
	一般分	新	40,000円	28,000円	勤労学生控除		270,000円	260,000円
	州文刀	旧	50,000円	35,000円		普通障害	270,000円	260,000円
生命保険料控除	介護医療分		40,000円 28,000円 障害者控除 特別障害		特別障害	400,000円	300,000円	
(限度額)	個人年金分	新	40,000円	28,000円		同居特別障害	350,000円	230,000円
	個八千並刀	旧	50,000円		配偶者控除	一般	380,000円	330,000円
	一般+介護+年	金	120,000円 70,000円 (限度額) 老人		480,000円	380,000円		
	地震		50,000円	25,000円	配偶者特別控除(限度額)	380,000円	330,000円
地震保険料控除 (限度額)	旧長期		15,000円 10,000円 老人		480,000円	380,000円		
(12/2/6/)	地震+旧長期		50,000円	25,000円	扶養控除	同居老親等	580,000円	450,000円
			杜宁字四人	平成21年度より所	1八长江州	特定	630,000円	450,000円
寄附金控除			特定寄附金 -2千円	得控除から税額控 除に改められまし		一般	380,000円	330,000円
			- 7 1 3	た。	基礎控除		380,000円	330,000円

令和2年度 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書記入の手引き

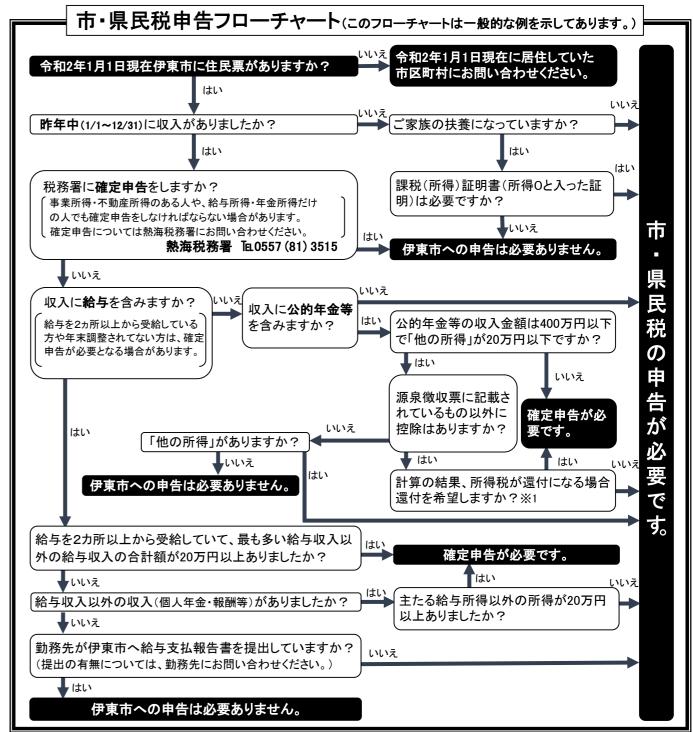
令和2年度の市・県民税は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに生じた所得について、令和2年1月1日現在 伊東市に居住していた人が、市へ申告し、納税することになっています。

申告の際は、この手引きを参考にしていただき、申告期限の令和2年3月16日(月)までに提出してください(郵送可)

申告に関する注意点、及びお願い

<u>確定申告をする場合は、市・県民税申告は不要です。</u>各会場の開催日程については、広報いとう 2月号に掲載されていますのでそちらをご覧ください。

また、<u>平成31年1月1日~令和元年12月31日中に所得がなかった人については市・県民税申告をお願いします。</u>申告をすることにより、非課税証明書の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定(軽減の判定)等の基礎資料となります。



※1 還付に該当するかは税務署に確認してください。

給与、賃金、賞与などの所得 給与所得の計算

424 2 171 14 42 141	2 -	
収	入	所 得
1	円~	0円
651, 000	円~	収入額-650,000円
1, 619, 000	円~	969, 000円
1, 620, 000	円~	970, 000円
1, 622, 000	円~	972, 000円
1, 624, 000	円~	974, 000円
1, 628, 000	円~	収入額(※1)×2.4
1, 800, 000	円~	収入額(※1)×2.8-180,000円
3, 600, 000	円~	収入額(※1)×3.2-540,000円
6, 600, 000	円~	収入額×0.9-1,200,000円
10, 000, 000	円~	収入額-2,200,000円

※1…給与収入額を4で割って、千円未満の端数を切り捨てる

公的年金等の所得

国民年金、厚生年金、共済年金 などの公的年金の所得 公的年金所得の計算(※小数点以下切り捨て) 65歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)

収	入	所 得
1	円~	0円
1, 200, 001	円~	収入額-1,200,000円
3, 300, 000	円~	収入額×0.75-375,000円
4, 100, 000	円~	収入額×0.85-785,000円
7, 700, 000	円~	収入額×0.95-1,555,000円

64歳以下(昭和30年1月2日以後生まれ)

収	入	所 得
1	円~	0円
700, 001	円~	収入額-700,000円
1, 300, 000	円~	収入額×0.75-375,000円
4, 100, 000	円~	収入額×0.85-785,000円
7, 700, 000	円~	収入額×0.95-1,555,000円

事業所得・不動産所得

営 業・・・小売業、製造業、外交員など

農業・・・農産物の生産など 不動産・・・家賃、地代など

公社債、預貯金の利子など(分離課税分を除く)

配当所得

株式や出資の配当など

その他雑所得

個人年金やシルバー人材センター報酬等

-時所得

生命保険の満期返戻金、懸賞金など

総合譲渡所得

不動産・株式以外の資産の譲渡

山林所得

退職所得

山林の伐採又は譲渡 退職金

分離(譲渡·株式·配当)

申告分離課税方式を選択した 上場株式等に係る配当など

記載例



=r				_			_														_
所得			A	収り	金)	額	B	必	要	経	費		© #	享 従 君	き控除額		所	得 金	額()	() - (B) - (C))	1
金	営	業等															11)				
額	農													12)							
平	不	動 産															14)				
成	利	子															15)				
	配	当(総合)										_				16)				
31 年 1/1	4 A	-	源泉徴収票		特	定経費	給	与	4)	Z	入	18		1,82	5,684		P		1 00/	900	
)	l	7	方は、裏面してください				専 従	者	給与	,収	入	20					9		1,096	,000	
令 和 元	雑	公的年金等	同封の「書	書き方]	をご覧	ください。	年	金	Щ	Z	入	23		1,34	2,348		(1)		142,	348	
ᅰ	稚	その他	(A)				B										24)				
年	総合譲	護渡・一 時	26 短期所	f 得金額			② 長期	听得金	額1/	2前		(2)	一時所行	得金額1	/2前		9)+[((1))+(8)×1/2		
12/31 —		11) +	12 +	14 +	15)	+ 16 -	+ 🕏 +	· ①	+	24)	+ (9		合		計	86		1,239	,148	
	山林·退耶 譲渡·株z		il (A)	収入金額	頂		Bù	沙要経	費				特別控除	額							

							損害原因		損害原因 損害月日 係 損害金額											® 補てんされる金額										雑損控除額									
ĭ		損	į	控		除	- (B) 差	引指4	- 額							担4	額位	りうち災	害即	車支⊦	tの余9	額	円					円	61										
							A 支払B					B 補て	んされ	る金	額	347	(F)			多差引						空除と		控		医療	費控除額	頂							
į		療	費	: :	控	除		_		F	9					円	(4)						H	ができ	ません	併用す	、申告												
							差引負担額 を医療費担	空除額	に記載	して下					未満(の場合・	その	5%)						ことはできません。							に選択した控除を変更する ことはできません。								
Ξ	療	費	控	除の	り特	例	4 1) スイ	ッチロ	TC薬	支払額	F		払額- 大8万			医療費	控控	除額に	記載	して下る	راء دراء																		
	۵.	· /모	. R-⊊	· 4:1	. 控		国民健康保険税 国民年金保険料 介護保険料 後期高齢者医療保険料 その他									社会	保険料技	空除額																					
נו	. 25	· /*	. 135	. 11	1 <u>T</u>	짜	35	,40	0	円				円		23,	00	0	円				F	9				円	63				58,4	00					
1		模 金		業 ‡ 控	ŧ済 !	等 除	支払っ	た第	一種	共済	掛金	と心身	障害	者技	夫養夫	共済技	金	との台	計	額									64	小規	莫企業	共済等 持	卧金控 限	余額					
_	. ^	. /0		, dol	444	,,	⑨ 新生命	常保険	料の計	1	3, 3	36	ŋ (@		個人			3,	33	37 F	9 95		護険料			27,	854	円		生命	呆険料技	空除額							
Ξ	. TT	i 17	:陕	村	· 控	际	92 旧生命	保険	料の計	2	21,3	35	ц (9		個人			85,	65	4 '		_			_				65			1	05,0	112					
H	!震	保	:険	:料	控	除	地震	保	険 料	の計	-		4	10,0	000	円	6	》旧長	期損	害保險	料の記	t			3	5,0	00	円	67	地震	呆険料技		50,0	00					
							寄附先名	称				寄附金	額				寄		付	3	と 所地の共	額		の		内	事	5		寄附:	金控除額	頂(所得	税)						
杏		附	金	: 1	控	除										地方	団に	本分			加起切开	问券室	五"口亦		巾・県舗	条例指	正分		69										
	*	人	13	ż	当	_ 樨	寡婦	. ;	寡 夫		T 04	・離別	44.7	nc	円 -		Т	勤		学 生	. (学校名	3)	Д		(学年)	寡婦	<u>(</u> 夫)				0.0	0.0					
	đ	かて	はす	るも	0] "	控		除		グしかり	」	· ±,	ሪጥ ሁ	1. *	用湿	-	控		除							年	-	学生				0,0	0 (
		ださ			しで			人障	害		Ī	身・精			級							_	_					(本人	害者	3		75	0,0	0 (
西西		偶	者	+ +	控	除	氏				_	名		生	年	月		日			形息		匯			F		配化	禺者	7 0		38	0.0	0 (
西后	. 偶	者	特	別	控但	除去		伊	₹	老	ታ		м•т	⊚ H	,	30 -	3	. 6		@居	別居	ł	身	•精•	療	(級)					50							
*	更面	- 生 の控	除一	- 覧表	人偶を参	照	個人番	号(4)		2 2	2	2 2 .	2 2		2 2			者の所	F得	73							円	配	特	0			0,0	0 0					
							フ 氏	יי	ガ	ナ 名	糸	涜 柄			主 年 固	: 月 人	日	看	š	居任	:形態 号	Ę	匯	ŧ		Ę	Ē	扶	養	(1)		38	0,0	0 0					
							仆	-	サク			子	м-т	S H	5	0 - 2	?	22		ௌ	別居	+	良。	·精·	癠	(級)	基	礎	9		3	80,0	0					
ŧ	ŧ	乽	JIK.	控	2	除	伊東		さく	5		•	(3)	3	3 3	3	3	3 3	3		3 3	\Box	~	111	<i>小</i> 木	`	44/	合言	184		2,1	03	412	?					
					1日 た人								4	.2.1		·	_	_	1	미店	・別居		身	・精・	療	(級)			_	_	~ ==	_						
L	少 月	ii) ((C	T.	14 U	ルノ	M·T·S·H · · 同居·別居												\dashv		由生	* 聿 🕜	● 控除額	注意 ^{第1+}		_														
													45	3-11					H	凹冶	בו/נית		身,	・精・	療	(級)				上で記								
_						-	-	IJ	Ħ	ナ	4		498	- 6	主 年	月	日		1		形息	Ę	ß	*		Ę					市民								
							氏 - -	ゥ	ቲ ፈ:	名 9	布	מיז שעו	н		1 E	ر ۲ . 1		10	Ť		· 分別居		ρs	F		7	-				告に		-						
4	E	/]	>	扶		養	伊	_	#			孫	46	4	4 4	, . , <u>a</u>	4	4 4	4	4	באנית <i>א</i>	4	(1)	•精•	療	(1	級)				額」								
_				1 八 1月:		٦	•,	4.	٠,,	••	+		H.	.	• •	1	•	. · ·	Ť		•	<u> </u>					\dashv		ため す。)、	告時。	こほ投	际観	いき					
		-			∠ロ た人								(H	凹冶	נית 🗀		身,	·精·	療	(級)	1 .		税と	市民和	锐• 県	民税	の‡					
-						٦							н.				_		4		- 別居	Н					\dashv				きま			-					

身・精・療(級)

□郵送 □税務署職員 □更正 □住控

申告に必要なもの

- ◆個人番号カード等 (個人番号の確認及び本人確認できるもの)
- ◆源泉徴収票(昨年分の給与、公的年金等がある人)
- ◆その収入や必要経費の算定基礎となる帳簿や領収書などの資料
- ◆印鑑 (認印可)
- ◆親族関係書類及び送金関係書類(国外居住親族に係る控除の適用を受ける人)

雑損控除

昨年中に受けた災害等による資産の損失

[必要書類]控除に係る証明書

小規模企業共済等掛金控除

- 小規模企業共済に基づく掛金、確定拠出年金法に基 づく個人型年金者掛金もしくは地方公共団体が行う 心身障害者扶養共済掛金
- [必要書類]掛金額を証明する書類

生命保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に

支払った生命保険料など

[必要書類]生命保険料控除証明書

※裏面「生命保険料控除計算シート」をご利用ください

寄附金控除

昨年中に支払った寄附金

[必要書類] 寄附金控除証明書

医療費控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に

昨年中に支払った医療費

【医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)】 申告者本人や生計を一にする親族の為に平成30年

中に支払った特定一般用医薬品等の購入費 (スイッチOTC医薬品の購入費)

[必要書類]医療費の明細書など

社会保険料控除

支払った社会保険料

健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、 後期高齢者医療保険、公的年金掛金 など [必要書類]領収書、納入証明書 など

地震保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に

支払った地震保険料など

勤労学生控除

[必要書類]地震保険料控除証明書

計算方法は裏面に記載されています

合計所得金額が65万円以下で、 給与所得等以外の勤労によらない 所得が10万円以下の学生 [必要書類] 学生証など

の控除についての

寡婦(夫)控除

昨年12月31日時点の状況で判定 夫(妻)と死別、離別している人、

または ナ	ト (妾) か生死个明の人	
種類	要件	控除額
一般寡婦	①夫と死別、離別、夫が生死不明の人で、 「扶養親族」又は「所得が38万円以下 の生計を一にする子」を有している場合 ②夫と死別、夫が生死不明の人で、合計所 得金額が500万円以下の場合	2 7 万円
特別 寡婦	一般寡婦に該当する人で、合計所得金額が 500万円以下で、かつ「扶養親族である 子」を有する場合	3 5 万円
寡夫	妻と離別、死別、妻が生死不明の人で、合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、本人の合計所得金額が500万円以下の場合	2 7 万円

障害者控除 昨年12月31日時点の状況で判定

昨年12月31日時点の状況で判定

本人、本人の<u>※控除対象配偶者、同一生計配偶者</u>

または、扶養親族が障害者

[必要書類] 障害者手帳など

扶養控除 昨年12月31日時点の状況で判定 生計を一にする親族で合計所得金額が

38万円以下の人を扶養している場合

種類	年齢	控除額
年少	16歳未満	
一般	16歳以上 19歳未満	38万円
特定	19歳以上 23歳未満	63万円
一般	23歳以上 70歳未満	38万円
老人	70歳以上	48万円
七八	同居の直系親族(父母・祖父母等)	58万円

基礎控除

すべての納税義務者

控除額 38万円

	種類	要件	控除額
	一般障害	下記の特別障害に当てはまらない人で、障害 者控除の要件に当てはまる人 (療育手帳、精神障害手帳、身体障害者手 帳、戦傷病者手帳を持っている人など)	2 7 万円
	特別障害	障害者のうち所持する手帳の区分が療育手 帳 A. 精神障害 1 級、身体障害 1・2級、 戦傷病者特別項症~第3項症までの人など	4 0 万円
		扶養親族又は控除対象配偶者が同居 の特別障害者である場合 特別 特別障害者控除の額に 35万円を加算	7 5 万円

配偶者控除 • 配偶者特別控除

31年度(30年分)の税制改正によ

り配偶者特別控除及び配偶者特別控除 の適用要件が変更されました。詳しい 控除金額に関しては裏面に記載されて



※同一生計配偶者とは給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の人を指し、 控除対象配偶者とは同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である給与所得者の 配偶者を指します。

います。